明治三十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律所定の無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の請求に関し、公安調査庁長官が行った更新請求に対する同法第二十六条第二項において準用する同法第二十二条第一項の決定の件
（公安審査委員）　一

告示

○公安審査委員会告示第一号

「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する規制処分請求事件について、次のとおり決定したので、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第二十六条第六項において準用する同法第二十四条第三項により告示する。

平成二十七年一月三十日　公安審査委員会委員長　房村　精一

決　定

被請求団体			麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体
主たる事務所の所在地	(1)		埼玉県越谷市北越谷１丁目20番６号「さくらマンション」101号室
	(2)		東京都世田谷区南烏山６丁目30番19号「ＧＳハイム烏山」201号室
代表者		氏名	麻原彰晃こと松本智津夫
			昭和30年３月２日生（当59年）
		職業	団体主宰者
		居所	東京都葛飾区小菅１丁目35番１号　東京拘置所
主幹者	(1)	氏名	高橋利通
			昭和33年７月23日生（当56年）
		職業	団体役員
		住所	大阪市生野区新今里３丁目10番13号
	(2)	氏名	田中重光
			昭和33年１月４日生（当57年）
		職業	団体役員
		住所	札幌市豊平区美園１条３丁目１番24号
	(3)	氏名	上祐史浩
			昭和37年12月17日生（当52年）
		職業	団体役員
		住所	東京都世田谷区南烏山６丁目30番19号「ＧＳハイム烏山」201号室

平成26年12月１日、公安調査庁長官寺脇一彜から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「法」という。）第12条第１項後段の規定に基づき、被請求団体に対する法第５条第４項の処分の請求があったので、当委員会は、審査を遂げ、次のとおり決定する。

主　文

１　平成15年１月23日付け、平成18年１月23日付け、平成21年１月23日付け及び平成24年１月23日付けで期間更新決定を受けた、平成12年１月28日付け当委員会決定に係る被請求団体を、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する。

２　被請求団体は、法第５条第５項において準用する同条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、次の事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

⑴　被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階

⑵　被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名

⑶　被請求団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）